

○高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則 第10章 自主保安のための措置
規則第63条(危害予防規程の届出等)第2項

規則第63条(危害予防規程の届出等)第2項

法第26条第1項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

- 1 法第8条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。
- 2 保安管理体制並びに保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務の範囲に関すること。
- 3 製造設備の安全な運転及び操作に関すること。
- 4 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること。
- 5 製造施設の新増設に係る工事及び修理に関すること(第1号に掲げるものを除く。)
- 6 製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法に関すること。
- 7 協力会社の作業の管理に関すること。
- 8 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。
- 9 保安に係る記録に関すること。
- 10 危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること。
- 11 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。